

# 北広島町農業委員会第10回総会議事録

事務局 (第10回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 この案件については、9番委員と地区担当推進委員と調査をしました。譲渡人は町外在住で、今後帰って農業をすることはないとのことで、申請地を譲受人に譲渡することとなりました。図面で確認いただきますと、申請地に隣接している1471-1は譲受人所有の農地であり一体的に耕作されておられます。いきさつは不明ですが、道路拡張によりこのような区画になったのではないかと思われまます。譲受人の実家は機械を持っており、譲受人も帰って耕作を行い親戚の方の手伝いもあるようです。今まで通りであり周辺農地への影響も問題なく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えまます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

8番 4月13日に地区担当推進委員と現地調査を行い、譲受人の妻から聞取りをしました。譲渡人は高齢で後継者もないことから、譲受人宅の隣接農地のため、譲受人が草刈り等管理を行っていました。今後譲受人が適正に管理を行っていきたいとのことから今回の申請になりました。譲受人はトマト栽培農家であり機械、労働力、技術等耕作要件を満たしております。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えまます。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番及び4番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 7 番 4月14日に地区担当推進委員と現地調査を行い、譲受人から聞き取りをしました。譲受人はほうれん草をハウス栽培されており、この度規模拡大をするため、申請地を譲り受けてハウスを建てて利用したいとのことでした。譲渡人は耕作を別の耕作者へお願いしていたが、その耕作者も規模縮小したいとのことでした。周辺農地への影響もないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番及び4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番及び6番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 13 番 5番の譲渡人と6番の譲渡人は夫婦になります。4月7日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地は譲受人自宅の裏にあり、譲受人所有農地の隣接農地となります。すでに譲受人が一带を耕作され野菜を栽培しておられます。このことから周辺農地への影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番及び6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 1番案件と同じ場所です。9番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地にはすでに倉庫が建っており始末書添付で申請されました。申請者は、林業業者から倉庫を建設したいとの申し出があったため倉庫を建てさせてあげたとのこと。周辺農地への影響はないことから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 この案件も9番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は1番案件の申請地と交換するという事で申請されました。この件も始末書添付での申請であり、交換をするにあたって農地であることが判明したため適正化を図りたいとのこと。周辺農地への影響はなく許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 9 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 この案件も 9 番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地の隣接農地は 5 条許可済みでしたが、この度申請地が農地であったことが判明したため、始末書添付のうえ申請されました。面積は妥当であり、数十年前から建物は建っており周辺農地への影響もありません。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 9 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1 番 4月14日に18番委員と地域担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は山林部と耕地部との境に位置し原野に囲まれております。このことから周辺農地への影響はないと判断しました。また、譲渡人へ聞き取りを行い、譲受人からの説明はあったということでした。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 11 番につ

いて事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

3 番 4月13日に11番委員と現地調査を行いました。譲渡人へも聞き取りを行い、耕作することができないので譲り渡す事にされたことを確認しました。また、近隣住民へ聞き取りを行ったところ、譲渡人からの説明があったことも確認しました。図面上の水路に疑義があったため譲受人へ確認を行ったところ、現地を確認せず図面を作成したとのことでした。許可後に水路の事も含め近隣住民へ話をしにいくとのことでした。このことから周辺農地への影響はないと判断し許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手多数)

会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

5 番 4月13日に13番委員と担当地区推進委員と現地調査を行い、譲受人及び行政書士へ聞き取りを行いました。内容は摘要欄のとおりであり、転用面積、転用目的及び農地区分から周辺農地へ影響がないことを確認しました。長年申請地は休耕されており、有効活用の観点からこの度の申請となりました。以上の事から許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

5 番 4月13日に13番委員と担当地区推進委員と現地調査を行い、譲渡人、譲受人及び行

政書士へ聞き取りを行いました。申請地は12番案件の申請地の隣になります。内容は摘要欄のとおりであり、転用面積、転用目的及び農地区分から周辺農地へ影響がないことを確認しました。12番案件と同じく申請地は長年休耕されており、譲受人の資材置き場が進入路となり、その代替地として譲り受けるため申請されました。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 農業用施設転用届について

会 長 番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 この案件も9番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は道路に面しており、道路際であるこの場所を選定されたようです。もともと簡易な倉庫があったのですが、この度倉庫を新築したいとのことで届出がありました。周辺農地への影響はないため問題ないと考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

---

#### 議案第5号 農地改良届について

会 長 番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

- 7 番 この案件は4番案件の関連となります。4月14日に地区担当推進委員と現地調査をしました。この度申請地2枚を1枚にしてハウスを設置するとのことでした。周辺の農地に影響はありませんし、営農の効率化や生産の向上につながることから受理妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について農地改良届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって農地改良届を受理することに決定しました。続いて番号16番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 11 番 4月7日に3番委員と地区担当推進委員と現地調査をしました。申請人は以前から3枚の田を利用権設定して耕作しており、細長い農地であることから作業効率が悪く、この度申請地の所有者からの承諾を得て3枚を1枚にするとのことでした。工事については申請人が機械を所持しているため自ら行うとすることで費用はかかりません。周辺の農地に影響はありませんし、営農の効率化や生産の向上につながることから受理妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について農地改良届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって農地改良届を受理することに決定しました。

---

### 議案第6号 農用地利用集積計画について

- 会 長 事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を

満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩